

島根地方最低賃金審議会 第426回会議 議事録

1. 日 時 令和4年8月3日(水) 午後1時25分～午後2時31分
2. 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
3. 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名
労働者代表委員 出席5名 定数5名
使用者代表委員 出席5名 定数5名
4. 主要議題 ○中央最低賃金審議会「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安」の
伝達及び「令和4年度賃金改定状況調査結果」について
○最低賃金と生活保護の乖離額について
○島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申出について

【会 長】 ただいまより島根地方最低賃金審議会第426回会議を開会します。
まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【補 佐】 本日、各委員の皆様にお配りしています資料等につきまして、御確認をお願い
いたします。

会議次第が1枚、会議資料その1として青インデックスのナンバー1からナ
ンバー5まで綴じたものをお配りしていますのでご確認をお願いします。

資料ナンバー1が、中央最低賃金審議会から令和4年8月2日に答申のあ
りました、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申文で10
枚ものです。

資料ナンバー2が令和4年賃金改定状況調査結果で6枚ものです。

資料ナンバー3が生活保護と最低賃金で3枚ものです。

資料ナンバー4が3件の意見書で、島根県労働組合総連合からの意見書で
4枚もの、日本自治体労働組合総連合島根県事務所からの意見書で3枚もの、
島根県医療労働組合連合会からの意見書で1枚ものです。

資料ナンバー5が島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会委員
名簿で1枚ものです。

そのほか、資料その2、赤のインデックスの資料は、前回お配りしており

ます資料の差し替え分となっております。

それから、参考資料として新型コロナウイルス感染症関係の助成金の申請状況及び労働相談件数等の資料をお配りしています。

事務局からの提出資料は以上となります。よろしく申し上げます。

【室 長】 事務局から一点補足させて下さい。このあと意見陳述がございますが、その関係で島根県医療労働組合連合会からお手元に1枚ものの追加資料をお配りしております。よろしく申し上げます。以上です。

【会 長】 事務局から、定足数について説明してください。

【補 佐】 委員の出席状況等について、御報告します。

本日は、全員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は、有効に成立しますことを、御報告します。

なお、宮口労働局長ですが、所要により概ね1時50分頃には退席させていただきたいと存じますので、予めご報告並びにお断りをさせていただきます。よろしくお願いたします。

【会 長】 事務局から、本日の会議の公開について説明をお願いします。

【補 佐】 本日の会議及び議事録につきましては、前回第425回審議会で決定したとおり公開となっております。

本日の会議の公開につきまして、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月21日から7月28日まで掲示いたしました結果、傍聴者は4名となっておりますのでご報告いたします。

【会 長】 会議次第の2番目、中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果について事務局から説明をお願いします。

【室 長】 賃金室長の鎌田でございます。私の方から説明をさせていただきます。

次第の2の関係につきまして、伝達それから調査結果を続けて説明させていただきます。

まず、目安答申の伝達でございますが、お手元の資料の青いインデックスの資料ナンバー1令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について 答申これをご覧ください。

6月28日厚生労働大臣から中央最低賃金審議会会長に諮問が行われ、その後5回の目安小委員会を開催し、小委員会報告が取りまとめられ、昨日8月2日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に答申が行われました。

では、本年度の目安額について説明いたします。

1ページ目が答申文の本文ですが、目安額に関しては、労使意見の一致をみるに至らなかったため、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、目安に関する公益委員見解及び中央の目安小委員会報告を提示するものとされたものです。

記の3では、地方最低賃金審議会の審議結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、公益委員見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものであるとされています。

このことにつきましては、資料を1枚めくっていただきますと、別紙1としまして公益委員見解がございます。その4ページのところを見ていただきますと、中ほど力のところで地方最低賃金審議会への期待等がございます、この中で目安の性格というものがうたわれています。それを読み上げますと、目安は、地方が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮する観点から参考にされるべきものであり、地方の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方において地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ自主性を発揮することを期待するということで、目安の性格についてはこちらに書かれてございます。

答申の最初の資料の頭のところに戻ってもらって、政府に対する要望として、記の4に中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や、官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く求めている

ます。記の5では、特に業務改善助成金については、原材料費の高騰等にも対応したものにするなどにより一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援拡充を強く要望する内容となっています。

また、記の6に下請け取引の適正化に関し、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費などの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を要望するとともに、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を求めているところであります。

次のページに、別紙1として、目安に関する公益委員見解が記載されています。

1で今年度の賃金改定の引上げ額の目安が示され、引上げ額の目安金額は、A・Bランクが31円、C・Dランクが30円となっています。Dランクの島根の目安額は30円ということになります。

2の(1)で今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、骨太の方針等にも配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素に考慮した審議を行ってきたとされています。

それでは、3要素ごとに審議状況を説明したいと思います。

まず、アの賃金でございますけれども、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は規模計で2%を超え、ここ数年低下してきた賃金引上げの水準が反転していること、また、賃金改定状況調査結果については、第4表が目安審議における重要な参考資料であり、その第4表①②における賃金上昇率のランク計が平成14年以降最大値であったことに加え、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率は2.1%となっています。第4表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がありますが、今年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点にも留意が必要である、というふうにされています。

イの労働者の生計費ですが、関連する指標である消費者物価指数を見ると、持家の帰属家賃を除く総合は対前年同月比で今年4月に3.0%、5月に2.

9%、6月に2.8%となっており、必需品的な基礎的支出項目については4%を超える上昇率となっています。労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、今年4月の持家の帰属家賃を除く総合が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある、とされています。

ウの通常の事業の賃金支払い能力についてですが、一部の産業や企業ではなく全産業や企業全体の賃金支払能力を指すと解され、関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益については、コロナ前の水準への回復が見られ、日銀短観や中小企業景況調査では、コロナ禍からの改善傾向が見られる。ただし、宿泊業飲食サービス業では現在もコロナ禍の影響が見られ、足下では、国内企業物価指数が9%を超える水準で推移している中で、多くの企業では十分な価格転嫁ができず、企業経営は厳しい状況にあると考えられる。コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある、というふうにされています。

エのところで各ランクの引上げ額の目安でございますけど、以上から、3要素をもとに、今年度の引上げ率は、今年4月の持家の帰属家賃を除く総合が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられること、さらに、政府方針も踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましいが、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくなく、そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、全ての企業に適用され、罰則を伴うことも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられるとし、これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの目安額を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適当であると考えられる、というふうにしています。

また、ABランクとCDランクの目安額の差額については、3ページの中段に書いてありますが、1円とすることが適当であると考えられる、というふうにしています。

次に、資料1の後ろのほうの最後の2枚のところ、別紙2としまして目

安に関する小委員会報告がございます。これは、労働者側見解と使用者側見解が述べられていますが、まず、2の労働者側見解としては、1点目としまして、直近2年はコロナ禍の影響を意識した審議を行ってきたが、政府の各種支援策等にも支えられる中で経済は回復基調にあり、経済をより自律的な成長軌道にのせていくためには、経済・社会の活力の源となる人への投資が必要で、その重要な要素の1つが最低賃金の引上げにほかならないとこと、2点目としまして、本年の春闘で労使で答えを出した賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、最低賃金近傍で働く者の労働条件向上へ波及させるべきであること、3点目としまして、現在の最低賃金の水準では、年間2,000時間働いても年収200万円程度と、いわゆるワーキングプア水準で、国際的にみても低位であり、ナショナルミニマム水準へ引上げるべきであること、4点目としまして、昨今の急激な物価上昇が働く者の生活に影響を及ぼし、特に最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫しており、生活水準の維持・向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であること、5点目としまして、企業物価も上昇していることから、企業支援による最低賃金引上げに向けた環境を整備することが重要であること、6点目としまして、労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いており、これは人材確保に対する地方の危機感の現れであって中央最低賃金審議会としてもこの点を受け止めるべきとの認識であること、などを主張しています。

以上を踏まえ、本年度は誰もが時給1,000円への通過点として、平均1,000円への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、併せて地域間格差の是正に向けて、C、Dランクの底上げ・額差改善につながる目安を示すべきであると主張しましたが、これらの主張は十分に反映されずに取りまとめられた、公益委員見解に不満の意を表明しています。

一方、3の使用者側見解としては、1点目としまして、中小企業を取り巻く経営環境は企業規模や業種により、回復基調の格差が生じ、コロナの影響による景気の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻による国際経済情勢の変化の影響を大きく受け、予断を許さない状況にあること、2点目としまして、中小企業の労働分配率が80%程度と高い中、近年の最低賃金は、過去最高

額を更新する引き上げが行われ、影響率も高止まりしており、多くの中小企業から経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声があること、3点目として、今年度の目安については、引き続きコロナや、急激な原材料費等の高騰や物価の上昇、海外情勢等の影響を受けている中小企業の経営状況や、地域経済の実情を各種資料からの確に読み取り、各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安額を提示できるよう、最低賃金法第9条における3要素に基づいて慎重な審議を行うべきであること、4点目として、地方における昨年度の答申に対する不信・不満を払拭できるよう、地方が納得できる目安を示すべく議論を尽くしたいと述べ、目安額とそれを導き出すロジックについて、誰もが納得できるものを示すことが求められることなどを主張しています。

以上を踏まえまして使用者側は、今年度はコロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を維持してきた企業の通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議していく必要があると主張しましたが、これらの主張が十分に反映されずに取りまとめられた公益委員見解に不満の意を表明しています。

目安小委員会は、これらの意見を踏まえて目安を取りまとめるべく努めたが、労使の意見の隔たりが大きく、目安を定めるには至らなかったとして、公益委員の見解が取りまとめられたものとなっています。

以上が令和4年度の賃金改定の目安額についての説明となります。

若干早いですけど、きりがいいところになりますので、局長はここで退席をさせていただきます。

続きまして、令和4年賃金改定状況調査につきまして、青いインデックスの資料のナンバー2になります。こちらで、説明いたします。

資料1 ページ目の概略を説明しますと、調査時期は令和4年6月です。

調査産業は、アの製造業からキのサービス業までの7つの産業を対象としております。

調査事業所は、全国15,861事業所で、そのうち集計事業場は4,738事業所、集計労働者数は30,533人となっております。

調査項目は、令和3年6月及び令和4年6月における労働者の月間所定労働日数、1日の所定労働時間数及び労働者の基本給額、諸手当について調査

をしております。賃金改定状況については、令和4年1月から6月までのものを調査しております。年間所定労働日数については、令和2年度及び令和3年度のものを調査しております。

それでは、調査結果を説明させていただきます。

調査結果は、第1表の賃金改定実施状況別事業所割合、それからページ4の第2表事業所の平均賃金改定率、5ページの第3表事業所の賃金引上げ率の分布の特性値、6ページの第4表①で一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率男女別の内訳です。7ページの第4表②が、一般とパート別の内訳というふうに取りまとめられております。このほかページ8から10ページのところで、参考1及び参考2と付表が付けられています。

また、この資料の最後に追加資料としまして、第4表③一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計を添付しております。この表は、7月12日に開催されました第2回目安小委員会で委員からの要請に基づき作成された表で、両年ともに在籍した労働者に限定した賃金上昇率を計算したものとなっております。

それでは、第1表から順に説明いたします。

第1表の賃金改定実施状況別事業所割合ですが、これは賃金改定を実施したのか、しないのか、予定はあるのか、その割合が記載されています。産業計のDランクについて見て行きますと、1月から6月までに賃金引上げを実施した事業所割合は、39.2%で令和3年の39.1%から0.1ポイント増加しています。引下げを実施した事業所は、産業計のDランクは1.2%で令和3年の0.7%から0.5ポイント増加しています。改定を実施しなかった事業所は45.7%で令和2年の45.1%より0.6ポイント増加しております。

第2表につきましては、Dランクの一番左を見ていきますと、産業計で3.9%とありますが、6月までに賃上げを実施した事業所の平均を表しています。

第3表は、調査対象となった賃上げ実施事業所がどの引上げ率で分布しているかを表しています。Dランクの左側の産業計を見ていきますと、中位数

を2.0として、上位4分の1と下位4分の1を除いた真ん中の半数の事業所が1.0%から3.9%の範囲で分布しており、分散係数が0.73ということは、ほぼ真ん中を中心とした極端ではない分布をしていることを表しています。分散係数が小さければ小さいほど真ん中の分布の山が狭く高くなるということでございます。

次に、第4表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率男女別内訳と、第4表②の一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率一般パート別内訳を御覧ください。第4表①の産業計男女計と、第4表②の産業計一般・パート計は同じ値となっています。Dランクの賃金上昇率は1.9%の上昇で令和3年は0.3%でした。

資料の最後に添付しております第4表の③一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、これは令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計ですけれども、Dランクの賃金上昇率は2.4%の上昇で令和3年は1.2%でございました。

参考1及び2は、賃金引上げの実施時期別事業所割合と事由別賃金改定未実施事業所割合となっています。

また、付表は、この調査におけるパートタイム労働者比率、男女別労働者数比率、年間所定労働日数事業所平均となっています。

以上が賃金改定状況調査結果の説明でございます。

【会長】 続いて会議次第の3番目、最低賃金と生活保護の乖離額について、事務局から説明してください。

【室長】 続けて説明します。

青いインデックスの資料のナンバー3の生活保護と最低賃金という資料で生活保護と最低賃金の状況について説明します。

この項目につきましては、平成19年の最低賃金法の改正で最賃決定要素の生計費が生活保護を下回らないよう配慮する旨の条項が新設されたことにより、毎年度、その確認を行っているものです。

資料No.4の表紙をめくっていただきますと、次のページの1ページ目。生

生活保護と最低賃金の全国の状況のグラフを御覧下さい。白三角の点線が生活保護、白四角の実線が最低賃金額を表しています。この表のとおり、島根県を含む全都道府県において最低賃金額が生活保護を上回っています。

2 ページ目は、最低賃金データを令和 3 年度にして引き直したグラフです。

続きまして、3 ページを御覧下さい。都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額が記載されています。令和 2 年度のデータに基づく最低賃金と生活保護の乖離額と、令和 3 年度に地域別最低賃金を改定した額の合計が最新の乖離額として出ています。島根県は、令和 2 年度の島根県最低賃金と生活保護の乖離額が 1 5 8 円で、令和 3 年度の最低賃金の引上げ額が 3 2 円でしたので、現時点で合計 1 9 0 円ほど島根県最低賃金が生活保護より上回っています。

計算方法を説明します。資料ナンバー 4 の最終ページを御覧下さい。島根県における生活保護費と最低賃金額の月額換算額との乖離額の計算表です。

生活保護は生活扶助基準と住宅扶助実績値から計算します。

生活扶助基準は 1 類費、2 類費、冬季加算、期末一時扶助費からなっています。1 類費とは食費・衣服など個人的経費をいいます。2 類費とは光熱水道費など世帯的経費を指します。冬季加算は 2 類費に含まれます。期末一時扶助費は 1 2 月のみです。生活扶助基準の算出は、地域により各支給額が異なりますので、これらの合計を地域ごとに人口加重平均します。

これに住宅扶助という借家費用の家賃補助があります。生活保護を受けている方には、持ち家の方、借家の方などいろいろなケースがありますので、実際に支払われている住宅扶助の実績値の全額を、住宅扶助を受けている人で頭割りをして平均を出し、一人当たり金額を計算します。

そして生活扶助基準と住宅扶助実績値を加えたものが生活保護費用となります。

表のとおり、1 類費及び 2 類費の合計額で算定する方法で行い、1 8 歳から 1 9 歳単身の金額を使用し、それが 6 9, 1 5 2 円、冬季加算が 1, 9 2 9 円、期末一時扶助費が 9 9 3 円、住宅扶助実績値が 1 8, 0 1 2 円になります。この合計が月額 9 0, 0 8 6 円です。

これに対して最低賃金月額、時給単位の最低賃金時間額に月の法定労

働時間173.8時間を乗じた額に、所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料を差し引いた残りの額、いわゆる可処分所得を出して比べることとなりますが、令和2年度の可処分所得割合は0.817となりますので、これにより最低賃金額を計算しますと、令和2年度の島根県最低賃金額792円に173.8時間と可処分所得割合0.817を乗じた月額は112,460円になります。

よって、生活保護費の月額90,086円と最低賃金計算による月額112,460円の乖離額は22,374円となります。それを月法定労働時間173.8と、可処分所得割合0.817で除したものが小数点四捨五入で158円となり、1時間当たり158円の差額が発生していること、最低賃金を上回っていることとなります。

この158円に、令和3年度の島根県最低賃金引上げ額の32円を加えると現在の最新の乖離額は190円となります。

以上が最低賃金と生活保護の説明となります。

【会 長】 事務局より、議題の2中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果について、議題の3最低賃金と生活保護の乖離額についての説明がありました。

これから各議題について、御質問、御意見等審議を行います。

まず、議題の2中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果についてですが、委員の皆様から御質問御意見がございましたらお願いします。

(「ありません」)

では、続いて議題の3、最低賃金と生活保護の乖離額について、委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」)

特にないようですので、次に移りたいと思います。

では、会議次第の4番目、島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申出について、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 島根県最低賃金の改正諮問を受けまして、7月6日付けで関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、7月19日付けで日本自治体労働組合総連合島根県事務所、7月20日付けで島根県医療労働組合連合会、7月21日付けで島根県労働組合総連合から意見書の提出がありました。意見内容については、青のインデックス資料のNo.4の通りですが、島根県最低賃金の改正審議にあたりまして、本日は、しまね労連の池場哲哉事務局長、自治労連の石田忍所長、医労連の小村智也書記長が意見陳述を希望しておられます。意見陳述につきまして、よろしくお願ひします。

【会 長】 本日の意見陳述については、前回の本審議会において、希望があれば認めることとしていましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。

では、時間はお一人7分程度でお願いしたいと思います。

まず、しまね労連事務局長の池場哲哉様、意見陳述をお願いします。

【池場氏】 こんにちは。

島根県労働組合総連合で事務局長をしております池場哲哉と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

貴所におかれましては、賃金をはじめ労働環境の向上に向けて、日々御尽力されておられることに心より敬意を表します。今日は意見陳述の機会を設けていただきまして、ありがとうございました。

さて、中央最低賃金審議会は8月1日、2022年度最低賃金について、AとBランクで31円、CとDランクで30円の引上げ額を提示しました。これは昨年を上回るものですが、引上げ額に違いがあるため、ランクによる地域格差を一層広げることになります。さらに、私たちが求めてきた全国一律1,500円以上には程遠いものと言わざるを得ません。貴審議会におかれましては、物価高騰から暮らしを守るためにも、最低賃金の大幅引上げと全国一律制度の実現に向けて、日額、目安額30円を上回る答申をお願いしたいと思います。

日本の最低賃金には、3つの問題があると考えています。第1は、低過ぎて自立して生活ができないこと。第2は、地域別で格差が広がっていること。

第3は、中小企業支援が脆弱であることです。

第1は、低過ぎる最低賃金の問題です。資料1、2を御覧ください。私たちが全国一律1,500円以上というのは、決して高過ぎる数字ではありません。主要先進国の中での日本の最低賃金は低水準であり、C・Dランクの多くの地方は韓国の最低賃金よりも低い水準となっています。これは、年収で比較した場合も日本は低い水準であると言えます。海外では、記載のとおり多くの国で最低賃金の大幅な引上げが取り組まれています。

第2は、地域間格差の問題です。資料3を御覧ください。2021年の改定では、最高の東京都が1,041円、島根県が824円で、217円もの格差があります。図に示しているように、ランク制度によって地域間格差は年々拡大し、東京都と島根県を比べると2006年の105円から2021年には217円と2倍以上広がっています。日本商工会議所は、4月21日付の最低賃金に関する要望の中で、現在のランク制について堅持すべきであると述べています。しかし、資料4に示しましたように、全労連の取り組んできた最低生計費試算調査によると、都市部も地方も25歳単身で月額24万円、時間額1,500円以上が必要との結果が出ています。

また、資料5にあるように、最低賃金に地域間格差を設けた結果、最低賃金が低い地方から高い都市へと人口が移動することが読み取れます。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、地域経済はますます疲弊することになります。中小企業では人手不足、後継者不足、事業継続が困難になっています。こうした実態を改善するには、格差をなくすように制度を改正することが必要です。

第3は、中小企業支援策を抜本的に強化することです。日本の企業の99.7%は中小零細企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。中小企業は賃金を大幅に引き上げられる体力を持ち合わせていません。地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引上げに対応できる特別な支援策と財政措置が必要です。日本商工会議所は、昨年度、特例的な要件の緩和、拡充が図られた業務改善助成金について、より一層活用がなされるよう賃上げに取り組む中小企業を後押しされたいと述べています。また、中小企業家同友会全国協議会も、社会保険料の事業主負担を軽減する

助成制度の創設、労務費上昇分を価格転嫁できるような取引関係の適正化などを要望しています。

資料6にあるように、全労連は2022年1月に全国一律最賃で経済の好循環を求める提言をまとめています。最低賃金の引上げには、中小企業に対する支援策の抜本的な強化が必要です。

以上3点に加え、今回は物価高騰から生活を守るためにも大幅な引上げが切実であることを強調させていただき、大幅な引上げの決断をしていただきたいと思います。

資料7を御覧ください。円安などの影響による原材料や燃料の価格高騰などにより、食料品をはじめ様々なものが値上がりしており、当分の間続くことが予想されます。物価の高騰は、所得の低い人への影響が大きく、格差の拡大にもつながります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で苦しい生活を強いられている非正規雇用労働者などにとっては、所得の減少に加えて物価上昇という二重の打撃であります。

以上のことから、貴審議会におかれましては、今年の最低賃金の改定に当たって最低賃金の大幅な引上げをしていただくことを要望し、しまね労連の意見とします。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、自治労連島根県事務所長の石田忍様、意見陳述をお願いします。

【石田氏】 失礼いたします。私は、自治労連島根県事務所の所長をしております石田忍と申します。今日は時間いただきまして、ありがとうございました。私のほうから意見を述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私は、自治労連の島根事務所の所長ですけれども、以前は福祉事務所で生活保護のケースワーカーを長年しており、その後、ケースワーカーを助言、指導する査察指導員を何年もしてきた経験がある社会福祉士でもあります。そういう立場で今日は、最低賃金の問題につきましては、様々な要素があって、引上げをお願いしたいと思います。特に生活保護との整合性の問題につ

きまして中心に意見を述べさせていただきたいと思ひます。

昨年、こちらでそれぞれ労働者側、使用者側、公益側、それぞれ立場で特別の努力はなされて、一定の改善につながる改定がされたというふうに私どもも受け止めています。ただ、残念ながら、その改定額が本当の意味で最賃法に定めるような改善になったかという、残念ながらそうではないというふうに思っております。特に、今日、事務局からも説明がございましたけれども、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということが定められているわけで、先ほども説明がありましたが、中央最賃審議会で示されたこの保護との比較の問題について、様々な問題があると思っております。以下、大きく4点について指摘をさせていただきたいと思ひます。

その前に、別紙1をまず御覧いただきたいと思ひます。生活保護というのは、全国が6地域に分かれています。島根県でいいますと2級地-1と3級地-1、3級地-2となっています。2級地-1は松江市、3級地-1は松江市と雲南市を除く6市と隠岐の島町、それから、3級地-2というのが雲南市とそれ以外の町村という形になっています。それぞれ生活に必要な金額、家賃がありまして、松江市で2級地-1ですと105,460円、3級地-1は96,630円、3級地-2は95,140円という金額になります。これは、18歳、19歳、単身、独居の場合の金額ですし、昨年の4月に改定されたものですが、今年の4月1日、一部改定していますけれども一時扶助、一部の一時扶助のみで、今回の計算には変更が入っておりません。ちなみに計算金額は、後で申し上げますが、期末一時扶助ですとか、冬の間だけ加算される冬季加算とか、計算に入れておりません。通常月の生活扶助と住宅扶助の金額で計算したら、それぞれこういう金額になるということです。

それで、別紙の2を御覧いただきたいと思ひます。別紙の2は現在の島根県の最低賃金、時間額824円ですが、これを、言われているように月額法定労働時間の173.8時間を掛けますと、月143,211円、こういう金額になるわけですが、この収入の方が生活保護申請されたらどうなるかということで、表に書いていますが、当然、健康保険料、厚生年金保険料、

雇用保険料、これらが引かれます。それで、特に健康保険料は4月から上がっていますし、雇用保険料も10月から0.5%上がります。それと、勤労控除というのが28,000円あがっていますが、これは勤労に伴う生活需要の増加分ということで、例えば今日、私がここへ来るのにも、靴下も履けば、靴も履きますし、ハンカチも要りますし、シャツも着替えないとはいけませんが、生活保護の生活扶助というのは、就労しないことを前提で計算されています。何らかの事情があって働けないからということになっていますけれども、働くことになったら、当然それに伴って様々な需要が生じてきますので、生活保護法上は勤労控除という形で、収入に応じて一定額を控除するという決まりになっています。そういったことで、控除する金額が54,932円となりますので、実際にこの最賃で生活するとすると88,279円、これが可処分所得と言われるものになります。これを月額143,211円と比較すると61.6%、これが可処分所得にしかならないと、こういう計算になりますね。

そうしますと、別紙の1で御覧いただいた、それぞれ2級地-1から3級地-2を保護基準と比べますと、明らかに最賃のほうが低くなります。最低賃金で生活できるのは88,000円ですけれども、生活保護基準は105,000円とか96,000円とかになりますので、中央審議会での計算方法と全く逆に、生活保護のほうが高くなる。最賃のほうが低くなる。ですから、この金額で、県内どこで生活している人であろうが、独身の18歳、19歳の人が生活保護申請すると、全部生活保護の対象になる、こういう実態があるということです。

それで、本文のほうに戻っていただき、なぜそんなことになるのかということですが、一つは、意見申出の1番目です。この扶助基準額は、中央のほうでは県内人口の加重平均額を出して生活扶助基準額を算出されています。いろいろな方法があるとは思いますが、単純に、別紙1にありますように、2級地-1に住んでいる人口、それぞれの人口で保護基準を加重平均にしてしまうと、結果的にどこにもない、生活保護法上どこにもない数字を出して比較するということになってきますので、そのことは一つ大きな問題だと思っています。2ページ目に上げていますが、住宅扶助というのは、生活保護上

は1世帯につき支給されることになっています。その世帯が2人であろうが5人であろうが、その世帯で幾らということになっていますので、それを、持家の人もそうでない人も含めて、保護を受けとる人、1人当たりで割ってしまうこと自体が現実の住宅扶助額が低くなってしまふ、そういったことになっています。

それから、可処分所得につきましては、国のほうでは可処分所得は0.817ということで、社会保険料とか所得税を引いた残りがこういうリストってことですが、先ほど申し上げましたように、生活保護の場合は働くことに伴う特別の需要、衣服とか持ち物とか、こういったことを補填する必要があることから、このことも見ていかないと、結局は最低生活を割った生活になるということで、実質、可処分所得割合は0.61余りにしかならない、ここのところが違ってくると思います。

それと、もう一つは、月の労働時間の問題です。最賃でも月額換算をする場合に、中央のほうでは月の法定労働時間数173.8時間というふうになっているわけですが、これは労基法で定めてある週40時間ということで、40時間を1週間、7日で割って、それを365日掛けて、十二月で割ったという、こういう形になっていて、この計算ですと、実際には年末年始休暇だとか、多くの企業さんで付与されている夏季休暇とか祝祭日の休暇、こういったのは全くここに入れてない、現実的ではないということです。実際に厚労省が3年度分の労働時間数を出しており、事業者規模5人以上で、いわゆる一般労働者、パートさんを除いて一般労働者の月間実労働時間は148.7時間というふうに厚労省の調査でも出ています。これが実態だと思います。けれども、労基法上の173.8で最賃は掛けてしまうので、実際にもらう金額よりもはるかに高い金額で比較をされてしまっているという問題が発生していると思います。

ということで、最後、まとめになりますが、生活保護によらない場合は、医療費がかかったり、NHKの受信料があったり、その他様々な必要経費があることを含めると、本当の意味で生活保護制度全般との整合性を確保することになると、単純に中央が示したような方法では、私は現実としてうまくないというふうに思っています。特に別紙2では、期末一時扶助とか

冬季加算は計算に入れていません。それを計算に入れていきますと、松江市の2級地-1の計算でも、最賃のほうが115円も生活保護基準を下回っているのが逆の県の実態になっています。しかも、今の保護費というのは、2013年から2015年だけで平均、全国で6.5、最大10%に引き下げられた水準になっているわけです。ですから、この引き下げられた保護水準をさらに下回っている県内の最賃というのは、直ちに私は改善される必要があると思っています。様々な最賃の引上げにつきましては要素があると思いますが、少なくとも先ほど来申し上げていますような生活保護施策全般との整合性を確保するという観点からだけ見ても、私は最低1,000円への引上げをお願いしたいと思います。その根拠は、県内どこに住んでいる人であろうが、生活保護以上の生活を確保するために、生活保護基準が一番高い2級地-1を基本とした場合に、生活保護費との差が115円あります。それに医療費負担等、整合性を加味した61円を足すと、1,000円以上は最低でも引き上げていただくようにぜひお願いしたいと思います。しかもこの月額金額は、繰り返しになりますが、実態よりも長い173.8時間を計算しての試算でもこうなっているということから考えてみましても、ぜひともこの観点だけからでも1,000円以上の引上げをお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。すみません、時間を少しオーバーしましたが、よろしくお願いたします。

【会 長】 ありがとうございます。

続きまして、医労連書記長の小村智也様、意見陳述をお願いします。

【小村氏】 島根県医労連の小村です。医労連の書記長をさせていただいております。本日は、意見陳述の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。本日はよろしくお願いたします。

私たち医労連は、医療、介護、福祉で働く労働組合です。全国組織である日本医労連の青年部では、全国の青年労働者とともに、各県の最低賃金で誰もが人間らしく生活できる賃金かというのを明らかにするために、最低賃金生活体験を取り組みました。本日の新聞でもありましたけれども、厚生労働省

の調査によると、貧困層の6割は最低賃金ゾーンで働く状況です。医療、介護、福祉で働くエッセンシャルワーカーも、介護職や事務職を中心として最低賃金に近い賃金で働いている状況では、国民の暮らしを支えることはできません。今回の全国の青年と最賃生活体験を通じて感じたことや結果を報告したいと思います。最後に配付された資料を御覧ください。

最低賃金生活体験では、各地域別最賃を基に月額を算定し、1か月間生活を行いました。全国で24都道府県69人が参加し、消費支出額は中央値で9,963円オーバーした計算となりました。特に、最低賃金内の生活では、病院や歯科受診等の突発的な支出に対応できていません。食事や外食など、趣味等も控えなければ設定金額を簡単に超えてしまう状況でした。

裏を御覧ください。地域別の支出では、家賃相場が低い地方都市では、公共交通機関が限られ、車の所有が必要となります。自動車の維持費等を踏まえると、全国どこでも同様の支出であるという結果になりました。また、北海道や東京、長野、京都など、最低賃金の地域間格差と消費支出は連動性がないという結果にもなりました。地域最賃で生活した69人のうち45人が収入から支出が上回りました。私たちが求める全国一律1,500円の最低賃金制度が実現した場合には、大人数の60人以上の生活は保障されたかもしれません。また、平均5万以上の貯蓄を回せることになり、突発的な支出にも対応できる余力が生まれるようになります。

今の最低賃金では、最高の東京が1,041円、最低が820円と、221円もの格差が生じています。また、労働現場では、多くの低賃金の非正規労働者が支えている状況です。誰もが安心して医療、介護、福祉が受けられるように、全国で最低賃金を大幅に引き上げていく必要があります。誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金を実現していただけますよう意見を申し上げます。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

意見陳述をされました皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

委員の皆様から何かご質問等はございますでしょうか。

(「ありません」)

無いようですので、以上で意見陳述を終了します。どうもありがとうございました。

続きまして、会議次第の5番目のその他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(「ありません」)

事務局から何かありますでしょうか。

【室 長】 はい。それでは、事務局から2点ご報告と1点ご連絡いたします。

報告の1点目ですが、第425回島根地方最低賃金審議会における改正決定の諮問を受けまして、7月6日から7月21日まで専門部会委員の推薦公示を行ないましたところ、労働者代表委員につきましては6名、使用者代表委員につきましては3名の候補者の推薦がありました。これら候補者の中から、青インデックス資料のNo.6 島根県最低賃金専門部会委員名簿の通り、7月22日付けで任命させていただきましたのでご報告いたします。

報告の2点目としまして、前回の第425回本審の閉会後に実施しました事業場視察についてです。コロナ禍を踏まえまして実地ではなくWEB方式で実施しましたが、委員全員がご出席され、視察先の労働者の方や使用者の方から、委員の質問に対しまして丁寧にお答えいただき、率直な意見交換ができましたことをご報告します。

また、連絡事項としまして、今後の開催日程につきまして、この審議会終了後に、調整をお願いしたいと思います。以上です。

【会 長】 事業場視察につきましては、事務局の方にもお忙しい中大変お世話になりました。ありがとうございました。

続きまして、今後の審議会等についてですが、専門部会と本審についてです。

島根県最低賃金については、審議会令第6条第5項により審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されており、これを適用することが先の審議会で議決されております。

審議会での議決が不要になる場合は、運用として専門部会において全会

一致で議決された場合に限ることとされておりますので、専門部会で全会一致とならなかった場合には専門部会の決議後に改めて本審議会を開催することになります。

この審議会、専門部会が全会一致でなかった場合の本審につきましても、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書を適用して会議は非公開に、また審議会運営規程第7条第2項但し書及び第3項を適用して議事録は非公開とし、議事要旨を公開することとしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい」)

異議がないようですので、それでは非公開といたします。

次に異議審です。

島根地方最低賃金審議会が結論を得て、局長に答申を行った場合、局長は審議会の意見の要旨を公示し、異議等意見があれば関係労使から申出がされることとなります。異議申出があった場合には、審議会を開催することとなりますが、異議申出にかかる審議会につきましても、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書を適用して会議は非公開に、また審議会運営規程第7条第2項但し書及び第3項を適用して議事録は非公開とし、議事要旨を公開することとしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい」)

それでは、異議がないようですので非公開といたします。

なお、異議申出の審議会については非公開としますが、異議申出者が意見陳述を希望された場合には、人数にもよりますが、前年と同様に、各10分程度の意見陳述を認めることとしますので、御了承願います。

次に特定最低賃金についてですが、まず、島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第3条に基づいて令和4年度第1回運営小委員会を開催し、特定最低賃金の改正の必要性の有無についての検討方法を審議します。率直な意見交換を必要としますので、運営小委員会運営規程第1条により、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項但し書きを準用して、会議は非公開に、また、同規程第7条第2項但し書きを準用し、議事録は非公開に、同

条第3項により議事要旨を公開とすることとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」)

それでは、異議がないようですので非公開といたします。

特定最低賃金の必要性諮問等が主な議題となる本審議会については、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書きを適用し、会議は非公開に、また、同規程第7条第2項但し書きを適用し、議事録は非公開に、同条第3項により議事要旨を公開とすることとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」)

それでは、異議がないようですので非公開といたします。

以上が、今後の審議会等の取り扱いとさせていただきます。

それでは、本日の審議会は以上となりますが、最後に皆様方から何かありますでしょうか。

(「ありません」)

無いようでしたら、以上をもちまして、第426回審議회를閉会します。
ありがとうございました。